

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 野口 大輔 様 あて名 〒556-0016 日本国大阪府大阪市浪速区元町2丁目8-1 ラポール難波9階 野口特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.04.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 60294		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/001555	国際出願日 (日.月.年) 19.01.2018	優先日 (日.月.年) 26.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01N30/26(2006.01)i, B01L3/00(2006.01)i, G01N1/00(2006.01)i, G01N1/10(2006.01)i, G01N35/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社島津製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 29.03.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 高田 亜希 電話番号 03-3581-1101 内線 3252	
		2J	5705

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4, 6	有
	請求項	1-3, 5	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 10-45153 A (富士レビオ株式会社) 1998. 02. 17, 図 1-2, [0006]-[0026], [0033], [0045] (ファミリーなし)

文献2: JP 2006-38738 A (株式会社島津製作所) 2006. 02. 09, 図 1-2 (ファミリーなし)

・請求項 1-3, 5 について

請求項 1-3, 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 (特に図 1-2, [0006]-[0026], [0033], [0045]参照) には、従来の液体収容容器において、供給チューブの取出時にチューブ先端に液体が付着していることから、取扱いに十分な注意を払う必要があるという課題を解決するために、外部配管が蓋部に対して着脱可能である配管接続のための構造体が開示されている。

該構造体は、開口を有する液体収容容器の開口に装着され、液体収容容器の外部に配置される供給チューブ 10(「外部配管」)の端部が着脱可能に接続されるチューブ接続部 7 を備えた蓋部 6(「配管着脱部材」)と、基端が蓋部 6 に保持され、先端が液体収容容器の底部側へ伸び、供給チューブ 10 と蓋部 6 を介して接続され、液体収容容器内に収容された液を先端部から吸入するための吸上げチューブ 8(「内部配管」)と、を備えることが開示されている。該蓋部 6 は、液体収容容器の開口を閉じるキャップであり、吸上げチューブ 8 の先端部が液体収容容器の底部に配置されるように、吸上げチューブ 8 の長さが液体収容容器に応じて調整されていることも開示されている。

してみれば、請求項 1-3, 5 に係る発明の発明特定事項と文献 1 記載の事項との間に差異はない。

補充欄に続く

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## ・請求項 4,6 について

請求項 4,6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 2 より進歩性を有しない。

文献 2 (特に図 1 参照) には、移動相溶媒を内部に収容する液体収容容器 2 と、液体収容容器 2 と接続されたチューブと、チューブを介して液体収容容器 2 と接続され、液体収容容器 2 に収容された溶媒を組み上げて移動相として送液する送液ポンプ 4 と、送液ポンプ 4 により送液される移動相が流れる分析流路中に試料を注入する試料注入部 5 と、分析流路上における試料注入部 5 よりも下流に設けられ、試料注入部 5 により分析流路中に注入された試料を成分ごとに分離する分析カラム 6 と、分析流路上における分析カラム 6 よりも下流に設けられ、分析カラム 6 で分離した試料成分を検出する検出器 7 と、を備えた液体クロマトグラフが開示されており、チューブ先端部にサクシオンフィルタ 3 が設けられることも開示されている。

文献 2 記載の液体クロマトグラフ装置においても、移動相溶媒が無くなれば当然に液体収容容器のチューブを取出す必要が生じ、その際に取扱いに注意を払う必要があることは自明の課題である。

よって、文献 2 記載の液体クロマトグラフ装置において、引用文献 1 記載の構造体を参照し、請求項 4,6 に係る発明のように構成することは当業者であれば容易に想到し得たものである。